

## 富山データ連携基盤公開API利用規約

### (目的)

第1条 富山データ連携基盤公開API利用規約（以下「本利用規約」という。）は富山県が提供する富山データ連携基盤公開アプリケーション・プログラミング・インタフェース（以下「本API」という。）の利用に際し、API利用者が遵守すべき利用条件を定めることを目的とする。本利用規約に同意しない場合、本APIを利用することはできない。

### (定義)

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) API提供者 富山県をいう。
- (2) API利用者 本利用規約に同意の上、本APIを利用する者（国、地方公共団体を含む。）をいう
- (3) API 認証情報 API利用者を特定するためにAPI提供者がAPI利用者に対し提供する認証情報をいう。
- (4) API利用アプリケーション API利用者が本APIを組み込んで開発するアプリケーションやプログラム等をいう。
- (5) API提供情報 本APIを経由してAPI利用アプリケーションに提供される情報をいう。
- (6) エンドユーザ API利用アプリケーションを利用するユーザーをいう。
- (7) 本契約 本利用規約を内容としてAPI提供者とAPI利用者との間で成立する本APIの利用に係る契約をいう。

### (登録)

第3条 本APIの利用を希望する者は、本利用規約に同意し真正かつ正確な所定の情報（以下「登録事項」という。）を提供することにより、API提供者に対し、本APIの利用登録を申請することができる。

- 2 API提供者は、前項の申請に対する登録の可否を判断し登録を認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知をもって申請者とAPI提供者との間で本契約が成立し、申請者はAPI利用者として本APIを利用することができるようになる。
- 4 API利用者の名称、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合、当該API利用者は直ちにその旨をAPI提供者に届け出るものとする。
- 5 API利用者は、本APIの利用を終了するときは利用終了の申請を行うものと

する。

- 6 API提供者は、前項の申請を受領した場合、申請者のAPI利用を停止し、その旨を申請者に通知するものとする。

(API認証情報の発行及び管理)

第4条 API提供者は、登録の完了したAPI利用者に対し、API認証情報を発行する。

- 2 API利用者はAPI提供者より発行されたAPI認証情報を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買その他一切の処分をしてはならないものとする。
- 3 API提供者は、第1項により発行されたAPI認証情報を利用した本APIの利用をAPI利用者本人による本APIの利用とみなし、API利用者はAPI認証情報を利用して本APIを利用した者の行為に基づくすべての責任を負うものとする。API利用者によるAPI認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等による損害の責任はAPI利用者が負うものとし、API提供者は一切責任を負わないものとする。
- 4 API利用者はAPI認証情報が第三者により不正に利用されたこと又はその可能性を認知した場合、直ちにAPI提供者に通知するとともにAPI認証情報を再発行するための手続を執る等API提供者の求める措置を講ずるものとする。

(本APIの提供条件)

第5条 API提供者は、本利用規約の定めに従うことを条件としてAPI利用者对本APIを非独占的に使用させることを許諾する。

- 2 本APIの仕様は別途定めるAPI仕様書のとおりとする。API提供者はAPI利用者に事前の通知をすることなく本APIの全部又は一部の仕様をいつでも変更することができるものとする。
- 3 API提供者は、本APIの負荷状況に応じて本APIの利用の制限をかけることができるものとする。
- 4 API利用者は、自らの費用と責任において、ハードウェア、ソフトウェアその他の機器、インターネット接続回線等、本APIの利用に必要な環境（以下、「利用環境」という。）の一切を整備するものとする。
- 5 API利用者は、自己の利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講ずるものとする。
- 6 API提供者は、本APIに係るコンピューターシステムの定期的な点検又は保守作業を行う場合、その他運用や技術上、本APIの停止が必要であると判断

した場合にはAPI利用者に事前に通知の上、本APIの利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、API提供者は、以下のいずれかに該当する場合にはAPI利用者に事前に通知することなく、本APIの利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 本APIに係るコンピューターシステムの緊急の点検又は保守作業を行う場合
- (2) 本APIに係るコンピューターシステム、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、事故、天災地変などの不可抗力により本APIの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用や技術上、API提供者が緊急の停止が必要であると判断した場合

(API利用者の義務・責任)

第6条 API利用者は、自己の費用及び責任においてAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスをエンドユーザに提供するものとする。

- 2 API利用者はAPI利用者が提供するAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスはAPI利用者が開発し運営するものであり API利用者がその責任を負う旨を、エンドユーザに明示するものとする。また、エンドユーザとの間で予想されるトラブル等についてエンドユーザが著しく不利とならないよう、API利用者及びエンドユーザの責任範囲を適切に定め、エンドユーザが理解できるように明示するものとする。
- 3 API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令を遵守するものとする。
- 4 API利用者は、本APIの利用又はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等が行われた場合、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等もしくは財産の処分が判明した場合、又はそれらの具体的な可能性を認識した場合、直ちにAPI提供者に報告するものとする。
- 5 API利用者は、前項の場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、API提供者と協力して原因の究明及び対策を行うものとする。API提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該API利用者の本APIの利用を制限又は停止

することができるものとする。API利用者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行うものとする。

(利用状況の情報提供)

第7条 API提供者は、API利用者に対しアンケートやその他の方法により本APIの利用状況について聴取することがある。その際、API利用者は、開示可能な範囲で情報を提供するものとする。

- 2 API提供者は、前項の規定によりAPI利用者から提供された情報について、活用事例として公開することがある。

(アクセス情報の収集)

第8条 API提供者は、分析と改善のために本APIへのAPI利用者のアクセス情報を記録する。

- 2 API利用者のアクセス情報はIPアドレスやホスト名等の情報を含むが、個人を特定できる情報は含まれていない。
- 3 API提供者は、API利用者のアクセス情報を、アクセス傾向を分析し利用者の利便性向上や保守管理に利用するものとし、それ以外の目的のために使用することはない。

(禁止事項)

第9条 API利用者は、本APIの利用又はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスに関し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 国民の安全に脅威を与える行為
- (2) API提供者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 本APIの運用や第三者による利用を妨害する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 短時間における大量のアクセスその他本APIの運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 以下の内容を含むサイトやアプリケーション上又はアプリケーション内で、本API 又は本API 提供情報を利用する行為
  - ア 公序良俗・法令等などに違反し、又はそのおそれのある表現
  - イ API提供者又は第三者の財産権、知的財産権（著作権、特許権、商標権その他の財産権を含む。以下同じ。）、信用、名誉、プライバシー権、

- 肖像権その他の権利を侵害しているもの
- ウ コンピューターウイルス等のソフトウェア、ハードウェア又は通信機器等の適切な動作を妨害、破壊もしくは制限し、又はそのおそれのあるもの
- エ その他 API提供者が不相当と判断するもの

#### (利用解除)

第10条 API提供者はAPI利用者が本利用規約の各条項に違反した場合、その原因に係る当該API利用者の帰責性の有無にかかわらず、事前の通告なしに、本APIの利用を全部もしくは一部を停止し又は本契約を解除することができるものとする。

#### (権利の帰属・利用)

第11条 本APIに係る知的財産権はAPI提供者又は当該権利を有する第三者に帰属するものとし、API利用者は、本利用規約等に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も取得しないものとする。

- 2 API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスを提供するにあたり、別表に掲げる方法によってのみ、API提供者の商標及び商号等を使用することができるものとする。

#### (免責)

第12条 API提供者は、本APIについて次の各号につき、いかなる保証も行わないものではない。さらにAPI利用者が API提供者から直接又は間接に本APIに関する情報を得た場合であっても、API提供者はAPI利用者に対し本利用規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行わないものではない。

- (1) 本APIの利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
  - (2) 本API又はAPI提供情報の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性
  - (3) 本APIを提供するためのシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
  - (4) API利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性
- 2 API提供者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により API利用者に生じた損害について責任を負わない。

(補償/賠償)

第13条 API利用者は、本利用規約等の違反により API提供者又は第三者（エンドユーザを含む）に損害が発生した場合、当該損害の全額（弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

- 2 API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関連して、第三者（エンドユーザを含む）との間で生じたクレーム、請求その他の紛争等については、自らの費用と責任において解決するものとする。
- 3 API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関してエンドユーザに損害が生じた時は、速やかにその原因を究明し、API利用アプリケーションの利用規約等に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、当該サービスの利用者に生じた損害を賠償又は補償するものとする。
- 4 API提供者は、いかなる場合にも、本APIの利用に関してAPI利用者に生じた損害について損害賠償責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 API利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 API利用者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を一切行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) 反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 API提供者は、API利用者が本条に違反した場合には、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4 API提供者は、前項に基づく解除によりAPI利用者に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わず、当該解除に起因して自己に生じた損害については、API利用者に対し損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第15条 API利用者は、本APIサービスに関連してAPI提供者が API利用者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報についてAPI提供者があらかじめ書面による承諾を行った場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとする。

(規約の変更)

第16条 API提供者は、本利用規約を変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生時期をあらかじめ周知することにより、API利用者の個別の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することができるものとする。変更後の本利用規約の効力は、あらかじめ公開した時点より効力を生じるものとする。

(提供の終了)

第17条 API提供者はAPI提供者の都合により、本APIの提供を終了することができる。この場合、API提供者はAPI利用者に事前に通知するものとする。

(連絡/通知)

第18条 API提供者から API利用者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、又はインターネット上のAPI提供者の Web サイトへの掲載等、API提供者が適当と判断する通知手段によって行う。

2 API利用者はAPI提供者に対し、有効に受信可能なメールアドレスを届け出るものとし、不通、廃止その他の事情によって届出メールアドレスの変更を要する場合、直ちに所定の変更届出を提出するものとする。API利用者はAPI提供者からAPI利用者あてに送信される電子メールの受信を拒否する設定等

を行ってはならない。

- 3 API提供者がAPI利用者から届出のあった住所、メールアドレス等あてに書面又は電子メールによって連絡を発信した場合、届出事項の不備もしくは変更、受信拒否設定、通信事情その他API提供者の責めによらない事由により延着又は不着となった時であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 4 API利用者からAPI提供者への連絡はAPI提供者が別途定める方法にて行うものとする。

(権利義務等の譲渡禁止)

第19条 API利用者は、API提供者の事前の書面による承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

(分離可能性)

第20条 本利用規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本利用規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本利用規約は日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈される。

- 2 本APIの利用及び本利用規約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第22条 本利用規約は、著作権法（昭和45年法律第48号）上認められている引用等の利用について制限するものではない。

- 2 富山データ連携基盤公開APIカタログサイト（以下、「本サイト」という。）へのリンクは原則自由とする。ただし、リンク元サイトのコンテンツが法令や公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるものを含むと認められる場合には、リンクを断るものとする。リンクを設定する際は、本サイトへのリンクである旨を明示するものとする。
- 3 本利用規約に違反するような行為を発見した場合は、API提供者に連絡するものとする。
- 4 本利用規約は、令和6年4月25日から適用する。

別表（第11条関係）

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 表示する内容 | このサービスは、「富山データ連携基盤公開API」のAPI機能を使用していますが、サービスの内容は富山県によって保証されたものではありません。 |
| 表示する場所 | サービス利用者が参照できる場所                                                        |